

令和7年

総務委員会
所管事務調査 会議録

10月14日(火)

防府市議会

令和7年10月 総務委員会所管事務調査会議録

○日 時 令和7年10月14日（火） 午前10時

○場 所 議会棟3階・全員協議会室

○付議事件 防災危機管理について

○出席委員（8名）

総務委員長	三原	昭治
総務副委員長	梅本	洋平
総務委員	上野	忠彦
〃	宇多村	史朗
〃	重田	直輝
〃	田中	敏靖
〃	松村	学
〃	村木	正弘

○欠席委員

なし

○委員外議員（3名）

田中	健次
藤本	真未
和田	敏明

○説明のため出席した者（7名）

総務部長	白井	智浩
消防長	山崎	泰介
総務部次長	松村	訓規
総務部危機管理監	齊藤	忍
消防本部 参事	田中	克幸
防災危機管理課長	大村	雅俊
防災危機管理課 主幹	田中	尚子

午前 10 時 開会

○三原委員長 おはようございます。

閉会中の継続審査事件となっております、防災危機管理について調査を行います。

それでは、執行部の説明を求めます。

○齊藤総務部危機管理監 総務部の齊藤でございます。よろしくお願いいたします。

私からは、3点、今日、次第で書かせていただいておりますけれども、私から、第6次総合計画（素案）、安全・安心を第一としたまちづくりについて御説明をさせていただきます。

2ページをお願いいたします。

重点プロジェクトの1、安全・安心を第一としたまちづくり。

まず2ページ、安全・安心の基盤づくりの①行政ゾーンの完成です。

議会棟前の4号館もなくなりまして見通しがよくなっておりますけれども、引き続き南側の平面駐車場外構の工事を行ってまいります。第6次総合計画では来年度から北側の整備に入りまして、スケジュールにございますように、立体駐車場が令和9年度6月末完成予定、防府警察署は令和10年度の秋以降に供用開始予定と伺っております。

中ほどの右下の写真のほうで災害対策本部、先月8月、盆前の大雨で本部を立ち上げたときの写真を載せております。左側の写真でスクリーンに指を指しておるのは私でございます。顔が映らないということで、掲載のほうを許可したところでございます。

次に3ページです。

②新庁舎を中心とした防災ネットワークの構築です。

8ヘクタールに及ぶ広域防災広場を整備し、県立総合医療センターと一体となって、広域的な防災・医療の中核的な役割を担う拠点を築いてまいります。また、まちなかの防災拠点となる公会堂北の防災広場、そして防災広場等への防災備蓄倉庫の整備を進めてまいります。

中ほどに上空写真がございますけれども、医療センターにつきましては、赤枠の約12ヘクタールの敷地面積、黄色の線がアクセス道路になりますけれども、これを挟んで南側に病院、北側に職員宿舎、そして現在、山口市にある環境保健センターが建設されまして、概算事業費約750億円の大プロジェクト、下のほうのスケジュールにございますとおり、令和10年度末の開院を目指して、急ピッチで進められておるところでございます。

中ほどの防災ネットワークの地図でございますけれども、ちょっと分かりづらいかもしれませんが、赤色の矢印をつけたところに防災備蓄倉庫の整備を今年度から進めております。防災広場、防災備蓄倉庫につきましては、次第2のほうで詳しく御説明をさせていただきます。

次に4ページです。

③暮らしを守る防災対策の推進です。

地図の下、中ほどに、河川の浚渫実績ということで、7年間の実績を載せております。平成30年7月の西日本豪雨災害を踏まえて、国・県・市が一体となって進めてきた事業で、約30億円、約34万立米ということでございますけれども、引き続きこの河川の浚渫をはじめ、跨線橋や地下道のポンプ場といった道路施設や沿岸部の雨水排水施設の長寿命化対策、そして県事業でございますけど、ため池の改修などを実施してまいります。また、上下水道管路等の耐震化、海岸保全施設の長寿命化を図ってまいります。

3つ目のポチの最後に書いておりますけれども、県に要望しておりました中関地区の大浜海岸、三田尻塩田記念産業公園西側の入川エリアのところでございますけれども、この護岸改修を新たにこの第6次総合計画に位置づけたところでございます。

次に5ページです。

④災害等への迅速な対応です。

先週6日の月曜日に、防府市、山口市、萩市の3市による山口県央消防指令センターの開所式が山口市の庁舎でございまして、来月1日から共同運用を開始いたします。多様化する災害に対しまして、市域を超えた広域的な対応を迅速に行ってまいります。

そして、次に⑤防災ネットワークを支える道路網の構築です。

国・県・市が連携し、防府・未来へのネットワークを築いてまいります。中ほどの図にございますけれども、いよいよ15年の歳月をかけた国道2号富海拡幅、そして、県道、農道牟礼小野線、これが令和8年度の供用開始が近づいております。この第6次総合計画の中でも、県道、市道、供用開始となる道路もございます。

そして、新たに位置づけましたのが、その図の左下のほうですけれども、山口宇部空港の下のところでございますけれども、県道防府環状線西浦交差点、そして右下の都市計画道路牟礼中関線、この2線を新たにこの総合計画で位置づけたところでございます。

次に6ページです。

ここからがソフト対策となりますけれども、近年の異常気象等を踏まえた激甚化する災害等への取組です。

①線状降水帯等による豪雨災害に対し、刻々と変わる気象情報の把握に不可欠な下関気

象台等との緊密の連携の下、迅速に避難情報を発令、様々な伝達手段によりの確に避難情報を発信してまいります。

次に、②近い将来に迫っております南海トラフ地震等に対し、津波が到達する約2時間以内に危険な区域から全ての方が避難できるよう、避難訓練の実施など地域と一体となって津波対策に取り組んでまいります。また、備蓄物資の確保を行い、安心して避難していただける避難所環境の構築も進めてまいります。

そして、③熱中症対策です。

昨年度から災害対策本部を立ち上げまして、涼み処の開設、小・中学生等への冷感タオルの支給など、熱中症対策に積極的に取り組んでおるところでございますけれども、この計画では、一番上のポツですけれども、全ての小・中学校への体育館にエアコンの整備、そして、下から2番目でございますけれども、この夏の猛暑の状況を踏まえ、熱中症への警戒を一段と高めるため、新たな基準を設けまして、特に配慮が必要な高齢者等の見守り体制を構築して注意喚起を行ってまいります。

次に、7ページでございます。

このプロジェクトの最後でございますけれども、(3)市民・地域と進める防災力・減災力の強化でございます。

市の危機管理体制の強化と同時に、①防災文化を育む、命を守るために避難することを地域の文化として根づかせることが何より大切でございます。防災訓練、リーダー研修会、こども防災士の養成など、地域ぐるみの防災をしっかりと進めてまいります。

最後に、②消防団活動の支援です。

引き続き消防の改善に取り組み、消防団員の確保に努めるとともに、活動研修の充実、資機材の計画的な整備など、やりがいを感じて活動できる環境整備に取り組みまして、消防団活動の支援に努めてまいります。

次に、8ページお願いします。

ちょっと特出しで9月議会最終日に設計費1億800万円の補正予算を御承認いただいた小・中学校体育館の空調設備でございます。

整備方針でございますとおり、令和8年度、小学校体育館17校の整備、令和9年度、中学校体育館10校の整備と、早急に導入してまいるという方針でございます。先進地の状況等見ますと、初期費用、整備費が約30億円、ランニングコストも1年間に1億円近いものがかかるというふうに聞いておるところでございます。

以上で、次第1の第6次総合計画(素案)について御説明でございました。

○大村防災危機管理課長 防災危機管理課の大村と申します。どうぞよろしく願いいた

します。

着座にて御説明いたします。

私からは2点目、防災ネットワークの構築に係る広域防災広場と公会堂北の防災広場の整備、そして防災備蓄倉庫の整備について御説明いたします。

資料の9ページをお願いいたします。

佐波川右岸に整備する広域防災広場は、隣接地に移転・建て替えされる県立総合医療センター、国道2号と262号を結ぶアクセス道路と一体となって、県央部の防災・医療の中核を担う拠点となるよう整備を進めております。

災害の発生直後は緊急的に避難する場所となります。その後、救助、初期対応では県立総合医療センターと隣接する西側、図面でいきますと縦に走る道路の左側になります。こちらが医療支援ゾーンとして、DMATの活動拠点、トリアージを行う場所、臨時のヘリポートとなります。また、東側、道路より右側になりますが、こちらが救助隊等の活動拠点、国や県等からの支援物資の受入れを行う物資輸送の拠点となります。そして、復興期になりますと、仮設住宅の建設用地として利用する計画となっております。

施設といたしましては、防災倉庫、公衆用トイレ、マンホールトイレや生活用水を確保するための防災井戸等を設置する計画としており、来年度には詳細設計を行う予定としております。

右下の写真は、少し前になりますが、7月に玉祖神社方面から撮影した整備状況となります。写真にあります地下貯留槽本体は、現在、完成しており、附帯工事を行っております。もう少ししましたら、貯留槽も50センチ程度の土で覆われることとなります。

この写真にある貯留槽は、図面で申しますと、縦に走る道路側の右側の下にある貯留槽となっております。道路より左側、写真ではまだ緑色の部分、こちらにつきましては、第2期造成工事として、年明けに工事のほうに着手できるよう準備を進めているところでございます。

引き続き、県としっかりと連携し、地元住民の皆様の御意見を踏まえながら進めてまいりたいと考えております。

広域防災広場については以上となります。

続きまして、資料10ページ、公会堂北に整備する防災広場についてです。

こちらの図面は、左側が旧国道2号となり、北となります。下側が西、上側が東となります。

公会堂北の防災広場は、三友サルビアホールと一体となったまちなかの避難場所として、また災害ボランティア活動拠点として一体利用を想定した整備を行っております。防災広

場は、芝生広場と大型バスも駐車できるアスファルト舗装からなります。アスファルト舗装部分には、災害時の車両動線を考え、東西から出入りできるようにしております。ただし、平時は周辺の道路環境への影響を抑えるため、下側、西側の道路のみを出入口として利用することとしております。

なお、旧国道2号側につきましては、バス停があることから、歩行者専用の出入口のみを設置する予定としております。

広場内の施設については、防災備蓄倉庫、多目的室、公衆用トイレ、そして右上にイメージ図を掲載しておりますが、公衆用トイレの前に5基のマンホールトイレ、その近くに生活用水やマンホールトイレの洗浄用水を確保するための防災井戸等の整備を予定しており、今年度、詳細設計を進めることとしております。

また現在、文化福社会館の解体工事が順調に進んでおり、年明けには広場の造成工事、こちらに着手したいと考えております。

公会堂北防災広場については以上となります。

次に、11ページ、備蓄用倉庫についてです。

次期総合計画の素案でお示ししている防災ネットワークの構築のため、先ほど御説明しましたオレンジ色でお示ししている広域防災広場、公会堂北防災広場のほかに防災備蓄倉庫の整備を進めております。

まず、1か所目は資料右上です。消防署東出張所は、今月28日の供用開始から、名称が消防署東部出張所となります。消防署東部出張所の敷地内に約50平方メートルの倉庫が現在完成しております。

次に、資料の左下、同じく28日から消防署西部出張所と名称を改める消防署南出張所の敷地内、写真ではこちらの建物の奥に訓練等を行う広場があり、その一角に約100平方メートルの倉庫を整備することとしております。

そして資料右下、英雲荘の前の道を挟んで向かいの三田尻分団消防器庫がある敷地内に、約120平方メートルの倉庫を整備することとしております。これらの倉庫は、国の新しい地方経済・生活環境創生交付金の地域防災緊急整備型を活用して購入することとしております。避難所環境構築のためのダンボールベッド1,200台、パーティション1,200張りを分散して備蓄することとしております。万が一、大規模な災害が発生した際は、分散備蓄のメリットを最大限に発揮して、迅速な支援物資の運搬を行いたいと考えております。

以上で、次期総合計画の素案でお示ししております防災ネットワークの構築についての御説明を終わります。

続きまして、12ページをお願いします。

次に、3点目の市で行っている防災出前講座について御説明いたします。

講座の内容は、地震、津波、大雨、洪水、土砂災害などの災害から、地域の御要望によりテーマを決定し、実施をしております。今回は、昨年度、市からお声がけをして実施いたしましたプッシュ型防災講座の地震・津波編で御説明をいたします。

13ページは、講座の基本的なプログラムとなります。この内容を1時間程度でお話しております。今回は、このプログラムの中から抜粋して御説明いたします。

14ページです。

ここでは、災害大国といわれる日本の災害発生状況を説明しております。海に囲まれ、他の温帯地域よりも雨が多く、また、台風の通り道となるため風水害による被害が多いことや、世界で起きた大地震の18.5%は日本で発生していることなどを紹介しております。

15ページは、地震の仕組みについてです。

日本列島は4つのプレートの境界面付近にあるため、世界有数の地震多発地域となっております。ここでは、海溝型地震の特徴として、地震のエネルギーが大きい、津波を伴い大被害をもたらす、周期的に発生していること、直下型地震の特徴として、陸のプレート自体が歪められるため地面に亀裂が生じる、大きく揺れるなどがあり、地震のエネルギーは海溝型のほうが大きい、震源が近い直下型の地震のほうが建物等への影響が大きいことなどを説明しております。

次に16ページをお願いします。

ここでは、現在、最も警戒されている巨大地震について説明しております。本市に影響するものは南海トラフ巨大地震であり、その発生確率は、すみません、こちら、資料は昨年度のものとなっておりますが、先日、今後30年以内の発生確率は、60から90%程度以上に更新されました。講座では、南海トラフ巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況であることをお伝えしております。

次に17ページです。

これまでに日本で発生した地震の被害状況を写真でお伝えしております。こちらは、日本で観測史上初めて震度7を記録し、甚大な被害が発生した阪神・淡路大震災の様子です。

次に18ページです。

こちらは、日本国内で観測史上最大規模となるマグニチュード9、最大震度7が観測され、巨大な津波により甚大な被害が発生した東日本大震災の様子です。

19ページは、マグニチュード7.3、震度7を観測した熊本地震の様子です。

次に、20ページは、マグニチュード7.6、最大震度7を観測した能登半島地震の様子です。今回、すみません、添付ができなかったのですが、講座ではこうした写真とともに、コンビニ内の地震の瞬間で、人や建物や棚が大きく揺れる動画なども用いて、災害の恐ろしさを伝えております。

次に、21ページでは、南海トラフ沿いで繰り返し発生している地震・津波の説明をしております。

四国、足摺岬沖から、紀伊半島、潮岬沖を震源域とする地震を南海地震、潮岬沖から静岡、浜名湖沖を震源域とする地震を東南海地震、静岡、浜名湖沖から駿河湾を震源域とする地震を東海地震と呼んでおります。

直近では、昭和南海地震が1946年に発生しており、安政南海地震、宝永南海地震、慶長南海地震と、おおむね100年から150年の間隔で繰り返し地震が発生しております。

また、昭和南海地震の2年前には昭和東南海地震が発生、安政南海地震の約32時間前には安政東海地震が発生、宝永・慶長地震では同時に地震が発生しており、3つの地震に連動性が見られます。さらに、それぞれの地震の規模は、安政南海・東海地震、宝永地震のマグニチュード8.4を筆頭に、マグニチュード8前後となっております。

現在、昭和南海地震から80年近くが経過し、次の地震発生が危惧されており、また、昭和南海地震の規模が小さかったため、発生時期が早まるのではとの指摘もございます。既にいつ発生しても不思議ではない状況にあることから、備えておくことの重要性をお伝えしております。

次に、22ページ、23ページでは、南海トラフ地震の震度分布を説明しております。23ページをお願いします。

こちらは、防府市の震度分布図です。想定される最大震度は5強となっております。こちら、現在、想定の見直しを行っておられます県の地震・津波防災対策検討委員会で、暫定とはなりますが、見直し後の最大震度が5弱と予測されております。こちらについては、今年度中に被害想定等も含め、公表される予定となっております。

24ページをお願いします。

防府市に影響のある断層の説明です。30年以内の発生確率が60%から90%程度以上という、最も注意すべき南海トラフ巨大地震のほか、活動周期がおおむね5800年から7500年といわれる周防灘断層や佐波川断層を紹介しております。

次に25ページでは、防府市のハザードマップの一種である揺れやすさマップを紹介しております。

こちらでは、活断層の地震による震度等を説明しております。また、先ほど御説明しましたとおり、県の検討委員会の結果では見直される可能性がございます。

次に、26ページをお願いします。

10段階の地震の揺れ方について説明しております。地震の揺れに対する備えの重要性を以降で御説明いたします。

27ページは、室内の安全対策についてです。

いつ発生するか分からない地震に備える方法を説明しております。このほかにも、寝ている場所に家具が倒れてこないように、寝室にある家具の配置を工夫するなどの方法を御紹介しております。

28ページ、Jアラートによる緊急地震速報の伝達についてです。

緊急地震速報など、緊急を要する情報の伝達手段、Jアラートについて説明をしております。震度4以上の揺れが予測される地域を対象に、緊急地震速報が発表されます。

次の29ページでは、本市における緊急情報の伝達する仕組みを御説明しております。

次の30ページは、緊急地震速報を聞いたらす。

緊急地震の速報があったときの身を守る行動について説明しております。まずは、シェイクアウト、頭を低く、頭を守り、そして動かない、こちらを実践していただきたいことを伝えております。また、震源が近い場合、緊急地震速報が間に合わない場合もあるため、日頃から取るべき行動を意識しておくことの重要性も合わせてお伝えしております。

次の31ページでは、外出時の身の安全を確保する方法について説明をしております。

32ページをお願いします。

寝ているとき、突然のことにも対応できるよう、すぐに避難するための備えが重要であることを説明しております。安全に避難できる準備を行っているか、問いかけを行います。

次の33ページからは、津波の説明となります。津波についても、地震と同様に、津波の水位や到達予想、取るべき行動などを説明しております。

34ページは、津波の水位についての説明となります。

ここでは、ハザードマップや防災必携等に掲載しております、津波の高さ3.1メートルについて説明をしております。津波の水位は、東京湾の平均海面である海拔ゼロメートルが基準となります。この図で行きますと黒い点線部分となります。

ハザードマップでは、最大規模の津波を想定するため、まず、海水面が一番高くなる満潮時の海面水位を求めます。こちらが1.6メートルとなります。ここに襲ってくる、想定される最大の津波の高さ1.5メートルを加え、3.1メートルとなります。さらに、堤防は津波や地震により倒壊すると仮定するため、堤防の高さは関係なく浸水する想定とな

っております。

このようにハザードマップは、想定し得る最大の浸水想定に基づき作成しております。気象庁から津波警報等が発表された場合は、直ちにこの浸水エリアから立ち退き、避難することが大切となります。

35ページは、知る努力です。こちらでは、防府市の情報伝達の手段や情報収集手段を紹介しております。情報は極めて重要なものです。複数の手段を併用することの重要性を説明し、メールサービス等の登録を促しております。

36ページは、自ら情報を収集するための情報の入手先を紹介しております。こちらにつきましては、帰ってから登録や操作していただくため、前のページと合わせた情報が入ったリーフレットをお配りしております。

37ページをお願いします。

ここからは、避難についてのお話です。避難の重要性及び防災必携に掲載している、地震・津波で解説する避難場所の説明をしております。また、市の避難場所以外にも、親戚・知人宅やホテル等を含め、あらかじめ避難先を決めておくことの重要性をお伝えしています。

次の38ページから、非常持ち出し品を御説明しております。

39ページをお願いします。

非常持ち出し品リストの紹介をしております。こちらのリストは、A3サイズの両面で構成されているものになりますが、折り畳んで小冊子にできるものとなります。このリストは、阪神・淡路大震災の被災経験者の方の声を反映して作られたもので、その後も、社会情勢や進展した防災・減災の知恵を取り入れながら改定されているものとなります。

次の40ページは、そのチェックリスト部分となります。

黄色い部分は、防災対策の説明です。こちらのチェックリスト部分となります。黄色い枠で囲んでいるところになりますが、日頃から持ち歩くもの、避難場所に持っていくためのもの、在宅避難時の備え、それぞれごとにチェックできるようになっており、日頃の備えを進めていくために大変有用なものとなりますので、こちらも講座でお配りしております。

次に41ページ、備蓄の必要性です。

家庭での備蓄の必要性について、最低でも3日分、できれば1週間分の食料を備蓄しておくことをお伝えしております。また、食品と同様にトイレを備蓄することの重要性をお伝えしております。

すみません、こちら、ちょっと準備してきたのですが、こちらは本市で備蓄している簡

易トイレで、袋の中に凝固シートを入れて使用するタイプとなっております。このトイレにセットしている袋と凝固シートのほうがありましたら、断水時や下水道が万が一使用できなくなった場合でも、既存の洋式トイレをそのまま利用することができ、個室としてそのまま利用することもできます。

本市では、小・中学校等のトイレの洋式化を進めており、災害時には、その洋式トイレにセットして使用する袋と凝固シートがセットになった携帯トイレを活用することとしております。トイレの使用をためらうことによって健康被害を引き起こすおそれがあることから、家庭でのこうした携帯トイレの備蓄を強く推奨しております。

42ページでは、家庭内備蓄の好事例を紹介しております。懐中電灯、ラジオ、カセットトコンロ等の必需品の備えなど、それぞれの家庭に合わせた備蓄をお勧めしております。

43ページです。

こちらでは、備蓄する際の方法、考え方を紹介しております。少し多めに買い置きし、食べたら補充することを繰り返す、ローリングストックという備蓄方法を御紹介しております。そして、備えることへの敷居を下げるため、災害時に必要なものを特別に用意するのではなく、日常でも役立つものを活用するというフェーズフリーという考え方をお伝えしております。

44ページお願いします。

こちら、最後に全体のまとめをお話しして講座終了となります。

このたびは、地震・津波編の講座を例に一部抜粋して説明をいたしました。

すみません、資料が少しあると思いますが、次のページをお願いいたします。45ページとなります。

同じく、プッシュ型で防災講座のほうを開催しました、土砂災害編についても少し御説明いたします。

46ページを御覧ください。

まず、地球温暖化による大雨の増加や台風の強まりなど、自然災害の脅威の高まりについて説明をしております。

次の47ページでは、土砂災害の種類や危険な場所等を知るため、ハザードマップの活用をお願いしております。

ハザードマップは、地形等を解析した結果から導かれたものであり、災害リスクを確認するために非常に有効なものとなっております。何が起きる可能性があるのか、危険な場所はどこかといったことをあらかじめ地図上で知ることができます。事前に知ることは、いざというときに迅速・的確な避難行動につながるため、特に力を入れて説明をしております。

ます。

最後、48ページです。

こちらは、自由ヶ丘の土砂災害警戒区域図です。このように、それぞれの地域のハザードマップを用いて、土砂災害の危険な場所について御説明をしております。

以降は、情報収集や避難のことなどに続き、先ほど御説明した内容と重複するところもあるため、説明を以上とさせていただきます。

大変長くなりましたが、これで防災危機管理についての3点について御説明を申し上げました。ありがとうございました。

○三原委員長 ありがとうございました。それでは、執行部の説明に対する質疑を求めます。

○村木委員 11ページの備蓄倉庫の件ですけど、これ、川より南側がほとんど佐波川寄りですね。北側のほうの倉庫というのは、広域防災広場の倉庫だけになるのでしょうか。

○大村防災危機管理課長 御質問にお答えいたします。

佐波川ということですのでよろしいですか。一応、佐波川の右岸となりますと広域防災広場となります。ただし、各避難場所には、ここまで大きな規模ではありませんが、防災倉庫のほうをそれぞれ備えております。

以上でございます。

○村木委員 ありがとうございます。もう一点ですけれども、25ページになります。地震が起こって、液状化現象とかが起こると思われるんですが、そういう説明というか、そういうのはないのでしょうかね。

○大村防災危機管理課長 お答えします。

講座の中での液状化についての説明ということで、講座のほうを自治会等から御相談があった場合には、その都度、どういったことを御説明いただきたいかということ相談を受けながら進めておまして、液状化についても、そういった中で御説明をさせていただくこともございます。

以上でございます。

○村木委員 ありがとうございます。これには載っていないけど、そういう説明はしっかりするということですね。ありがとうございます。いいです。

○松村委員 ちょっと確認なんですけど、37ページ、避難所一覧とあるんですけど、この中に今から整備をするということはないかもしれませんが、体育館が入っていないんですけど、これは今後入ってくるということでもいいんですかね。

○大村防災危機管理課長 体育館という、それぞれの小学校の名称で書いており、避難場

所は体育館も含めての記載という形になっております。

以上でございます。

○松村委員 一応、ちょっと私も頭を整理するために聞くんですけど、防府市は本当かなり県内でも進んでいると思いますけど、とにかく、今、防災広場が右田にできたり、公会堂にできたりと、公民館についても、地域の核でもあるし、避難所でもある、そういったものも整備をどんどん進めておると。

さらに今、分団の消防機庫、こういうものも整備しているという中で、これはケース・バイ・ケースでもあると思うんですけど、今、説明を聞くと、右田のほうはかなり重度な人たちをヘリポートで、東側のほうに、ケアをするということですよ。

これ、大規模災害で、たくさんの負傷者が出たという想定でこういったところを整備していると、私はそういうふうに認識しているんですけど、公会堂についてはどうなのかということと、基本的にまず、普通に一時避難所に逃げる行動をすると思うんですけど、それは公民館であったり、地域の会館であったり、今後、夏場とか、今、私も大変評価しておりますけど、エアコンを小・中学校に整備して、そういった避難所の環境もかなり向上させると、こういうふうな感じで思っているんですけど、結局、これらをどういうふうに運用しようとしているのか。

要は、例えば、地震があったと。負傷者が出ないならこういう広域防災広場は使わないのか、今の右田のですよね。だから重度の場合ここを使う。ただ、重度じゃない場合、平時はここは一切使わないとか、公会堂も含めて。この辺のところをちょっとまとめて御説明してもらおうと、どういうふうな運用計画になっているのかというのが聞きたいなと。

だから本来であれば、公民館とか会館、今でも津波が来るかもしれないとか、土砂災害が来るかもしれないとか、台風で家が倒壊するおそれもあるとか、そういうときは、近隣の会館とか公民館にみんな逃げているじゃないですか。だから、こういったものは最終的にどういう位置づけになってくるのかなと。

最後の最後の本当の避難所なのか、それとも臨機応変ということもあるとは思いますが、ただ、ある程度、何か一本筋がないと、どういうふうに使っていくのか、要は、それぞれのを。その辺がちょっと分からないというか、これだけのものをたくさん造って、いいことなんですけど、結局これが機能的に機能しなかったら造った意味がないので、その辺のところを整理してまとめていただいて、ちょっと分かりやすく説明していただきたいなと思います。

○齊藤総務部危機管理監 今、議員のほうから、防災ネットワークの構築ということだろうと思います。

先ほど、防災ネットワークの構築ということで、資料の3ページで総合計画の中に載せておりますけれども、議員おっしゃられるように、地域の防災拠点としては、身近な公民館であったり、小・中学校へ避難していただくと、まず逃げていただくということでございますけれども、大規模災害になりましたら、広域的な観点から、支援物資、救助隊も受け入れていかないといけないと。

これまで、南側のスポーツセンター、それとか向島運動広場、新築地町防災広場でございますけれども、こちらにはかなりの面積の広場がございまして、消防の緊援隊が来るであるとか、自衛隊の拠点だったりとかいう位置づけがございましたけれども、北側のほう、内陸側のほうに、2本のダブルネットワークといわれるアクセスが非常によいエリア、その内陸部のほうに、広域的な拠点として大規模災害時に展開できるような、幸いに災害リスクが全くないエリアに確保できたと、南側が高潮とか、そういったことで被害を受けた場合も北側に展開できると。

そういう意味で、全体的な道路も構築しながら、大規模災害に備えて地域の拠点と一体となって、そういう広域拠点も展開できるということで位置づけまして、まちなかの公会堂北につきましても、大規模災害時の避難場所であったり、ボランティアセンターをそこで展開していくということも、ボランティア拠点はほかの場所でも展開することもあるかもしれませんが、そういった位置づけとしてもまちなかに防災拠点が必要だということで、全体的に整理する中で防災ネットワークの構築というのを進めてきたところでございます。

○松村委員 ということは、結局、今回の公会堂の防災広場とか、今の右田のほうは、かなりひどい場合を想定して造っていて、軽微なものについては地域で受皿をつくるという考え方、こういうことですね。

○齊藤総務部危機管理監 公会堂北、佐波川右岸の広域防災広場につきましては、災害が発生する前の段階であれば、そこが緊急的な、例えば車であったり、徒歩でもございますけれども、そういうリスクがないエリアでございますから、緊急的にそちらに避難されるという一時避難場所としての機能も、佐波川右岸のほうには持たせて考えているところでございます。

○松村委員 もう一つ確認しますが、先ほど、今、南側はスポーツセンターのグラウンドであったりとか、向島の運動公園とか、南側のある意味、そういった大規模災害時では、そういったところも南側のほうは使うみたいな感じだったんですけど、これ、以前も御指摘しましたが、結局、南海トラフとか、今の津波・高潮で万が一3.1メートル以上来たら水没していくわけで、そこも当然、水没すると思うんですね。

ですから、そういう場合というのは、もう北で対応するしかないと思うんですけど、結局この辺りで、これで全部受け入れるのかどうなのかというのが、ちょっとその辺の想定はどうなっているのかというか、結局、今、かなり広いですよ、スポーツセンターも運動広場も。

もちろんここが使えれば、かなり機能的には高いレベルだと思うんですけど、残念ながらここは、今、南側はみんな水没するというふうに県のデータで出ているので、そうなったら、じゃあ、実際北にみんな来るんでしょうけど、そこで全て受け入れるのかなという。広いのは広いですよ、広いんですけど、そこまで守れるのかどうかというのは、その辺、どういうふうにお考えなのかというのを聞いてみたいと思います。

○齊藤総務部危機管理監 議員のほうから、沿岸部の津波の関係で、今、お話しいただいたところでございます。今、国の見直し後に、県が南海トラフ地震の見直しというのを今年度、今、進められております。

南海トラフ地震が発生して、防府に津波が到達するのが約2時間後ということでございますけども、防府の津波の浸水域、これにつきましては、そこまで大きく南側全体が浸かるというような、ハザードマップをちょっと今見ながらお話しできていなくて申し訳ございませんけども、津波はそこまで大きく南側全体、例えば、市内全体が浸かるとか、そういうふうな浸水エリアの想定にはなっておりませんので、大丈夫な箇所は、南側でも十分展開していけると考えております。

○松村委員 それはちょっとどうかなと思うんですけど、逆に、では、そういうデータのおかげで、結局、今、植松からたしか100メートルぐらい南のところまでは、たしか3メートル来るとということで、建築申請もできない、だから、華城地域とかもう家が建たない状況なんですよ。

でも、今の説明を聞いていたら、所によってはいいのではという話だったら、この法律はどうなっているのかという感じがして、全然かみ合っていないんじゃないかなというふうに思うんですけど、その辺についてどうなのかなと。

○齊藤総務部危機管理監 ちょっと今、ハザードマップが手元にお示ししながらでなくて申し訳ないんですが、議員が言われた、今、華城のほうとかいうことは、それこそ1千年以上確率の高潮は、もう本当かなり中央から南側の部分のエリアが浸水するという事になっておりますけども、津波に関しましては、西浦のほうから干拓地があると思いますけども、あちらからちょっと浸水域がありまして、津波に関しては、華城の西側のエリア、黄金通であったりとか、あちらの周辺のあの辺が華城であれば、浸水していくという形になっておりますので、ちょっとその辺のすみません、私もハザードマップお示ししながら

でなくて申し訳ないんですけど。

○松村委員 分かりました。私がたしか見たとき、もうみんな真っ青だったんで、「え？」と思ひまして、びっくりして、何だったんだ、その前の段階では、たしか50センチか1メートルぐらいしか、普通の人間の下半身ぐらいしか浸からんのじゃぐらいの感じで思ってたら、家丸ごと浸かるやないかという話になって、たしかみんな右往左往しとったと思うんですけど、ちょっとその辺のところをもう少し精査して、また議会に教えていただきたいなど。

それによっては、我々も取る行動が変わってくるというか、私も正直、地域の防災部長をやっているんで、うちのほうは来ないかもしれんけど、やっぱりいろんな人に助けてくれと言われたら、こうしなさい、ああしなさいという話を私もしなきゃいけないと思うんで、また教えていただけたらと思います。

もう一つ確認なんですけど、あと、市役所の立体駐車場もたしか避難する場所に、たしか市役所を建設するときそういう話をしてた記憶があるんですけど、それについてちょっと確認したい。今、現時点でこれどうなってるんですか。そういう工法で、たしか国交省の基準か何かで、緩やかな降りていくような特別な基準があって、そういう立体駐車場を造るようになっているはずなんですよね。その辺について何かありましたら。

○齊藤総務部危機管理監 立体駐車場につきまして、そういった避難所としての構造として、今、造るようにはしておらず、ここの市庁舎は大規模災害時に、職員はじめ関係機関、そういった中枢を担う部隊が集結する場所ということで、この行政ゾーンをつくっていかうと、いろいろ進めていく中で。ですので、一応こちらのエリアは、そういったゾーンということで考えておるところであります。

○松村委員 分かりました。

28ページに行きますが、これ、何回言っても多分もう平行線なんだろうと思うけど、こうやっていると今、時代とともに、デジタルとかいろんな形でいろんなものが、こういった緊急の地震とか津波の速報とかというのはかなりいろいろできてきていて、そこで、防災行政無線の存在意義というのが、本当にずっと私悩んでるんですけど。

しかも、これが安いなら、これで終わりならいいんだけど、定期的にメンテナンスやら何やらしてたら、たしか3,000万円とか5,000万円ぐらい（後刻訂正あり）、あれは子機を据えたからかな、何か結構予算の中で、必ず防災行政無線の維持管理経費みたいなのが出てくるんですよ、もったいないなど。

逆に僕なんかは、携帯電話でまずかかってくるので、ここで一発目で、やっぱりテレビをつけて、ああ、やばいなという感じで行動を起こすんですけど、大体少なくとも結構、

割かしこういったデジタルに慣れているような人ら、でも、今、この前もデータで見れば、70歳くらいの人でもみんな使ってますからね。

ですから、もう本当にこれいるのかなというか、この前もいろんな議員が、例えば、こういう暑さ対策でこういうのを使ったらどうかとか、佐波川の水があふれたときに、あれは県だからそうだろうなとは思いますが、もっとマルチにいろいろ使えるなら、この存在意義というのはあるのかなと思うんですけど、災害のときしか、何かもごもご言ってという感じなんで、あれ男だからなのかなと、女性だったらもっとワントーン高いんで、まだ聞こえるのかなとか思ったりするんですけど、この辺の考え方というのはもう変わらないんですかねやっぱり、当局としては。

○大村防災危機管理課長 御質問にお答えします。

防災行政無線も含めて、災害情報というのは確実に皆様にお伝えしなければいけないということで、多重化、様々な手段を用いて情報を提供するというのを第一に考えておりますので、その中で、防災行政無線、メールとかLINEとかテレビによる周知とか、こういったものを総合的に検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○松村委員 それはずっと今まで続いているわけですよ、答弁として。考え方は分かるんですよ。だから、100%に近づけるためにいろんなツールがあって、それを活用しましょうねというのは分かるんですけど、もう明らかにこれが要するという人は、多分市民の中でもいないと思うんですよ。

だから、メンテナンスはずっとやらなきゃいけないんですかね、毎年、ですよ。お金がやっぱりさっき言ったように何千万円かかっているんですよ。そんなお金があるんやったら、家、5万世帯ぐらいあるんだから、そこにピンポイントでそういった装置をつけていって、津波が来ます、逃げてくださいとか、そのほうが安くは上がるんじゃないかなと私は思うんですよ。

今後、ちょっとそういうのを検討しないと、これ、あえて言わせてもらうけど、当時、これ入札・落札率が50%以下だったんですよ。これ、何でこんな安かったかという、型落ちのものを買ってるんですよ、型落ちのものを。だから、多分厳格な要求水準書とか仕様書、防府市が作ってなかったか分からないけど、もっといいものであれば、多分もっとこれが生きたんじゃないかなと思うんですよ。そのとき、要は型落ちのものを買ってるから安く買えたんですよ。

だけど実際、維持管理経費はずっとあれから20年以上続いてて、普通に掛けたら、3,000万円で掛ける20年で6億使ってるんですよ（後刻訂正あり）。そうやったら家

にみんなブーというのをつけたら、しかもメンテナンスも要らないし、よかったんじゃないかなというのが、私の個人的な感想です。

今後、この意見も参考にして、ちょっといろいろ経費の縮小と、逆にもっと有効な手段に投資をしていただきたいということを要望しておきます。

以上です。

○三原委員長 何かありますか。

それでちょっとごめん。正確なことをやはり把握しておかないといけないと思うんですよ。今、防災行政無線、何基あるのか、維持管理は年間どのくらいなのか、そのところを少し教えてください。

○大村防災危機管理課長 お答えします。

防災行政無線のいわゆるスピーカー、ラップ部分は60か所、市内にございます。定期的な保守点検という形の費用であれば、400万円台が必要となっております。そのほか、個別にバッテリーとかの交換等がありましたら、その関係で数十万円ちょっとかかるぐらいのイメージでございます。

以上でございます。

○三原委員長 分かりました。ありがとうございます。

○宇多村委員 すみません。37ページの地震・津波避難場所一覧というのが地図とともにありますけど、こちらのほうをちょっと見ていただいて、富海地域の特殊性についてまず報告させていただくのと、あと、対応についてお聞きしたいと思います。

まず、1点目で言いたいのは、急に緊急避難してくださいよという連絡が来るんですけど、特殊事由というのが、まずどこへ逃げるか、どの道を使って逃げるかということなんですけど、富海のまちなかに入る、階段のほうに降りるいわゆる道ですけど、富海の場合は、西のほうから言えばトンネル抜けてすぐ下のほうに降りる道、JRのほうに降りる道、そうするとずっと真っすぐ行って、あと東の橋のほうへ、富海の小・中学校、②のところが避難場所、小・中学校なっていますが、その前を通過して、東側の橋しかないんですよ。要は、富海のまちなかに入るには、東に1か所と西に1か所、2か所しかないんですよ。その間で逃げる道がないんです。分かりますかね、イメージ。

例えば、富海の海岸に行くことをイメージされたらいいと思うんですけど、防府方面のほうから茶臼山トンネルを通過して、すぐ下のほうに降りる道、すぐ鉄道に当たります。それから、いわゆる富海のまちなかに入って行くわけですよ。ずっと行って、また踏切があって、また避難場所になっている小学校、中学校の前をずっと通って行って、今、2号線の拡幅工事をやっていますが、円通寺というところの交差点、あそこの入り口と出口、

あれも2か所しかないんですよ。

何が言いたいかというと、その間の今、2号線が令和7年度に完成しますが、2号線の内側のほうは途中で逃げる道がないんですよ。特に、少子高齢化も進んでおりますし、もともと富海というのは海が多いところで、開拓して広がっているけど、もともとは地盤の低いところですから、台風が来たら最悪の場合、家が浸かるんですよ。

そういった中で、地震が起きた、急遽避難してくれという通報が流れても、お年寄りがこの避難場所に逃げる、この避難場所というのが小・中学校と、あと2号線の北側のほうは高いから公民館でいいんですけど、要は2号線より下のほうの内側のほう、特にひどいのがJRがありますけど、それよりまだ海岸側のほうというのは全く逃げるところがないんですよ。

お年寄が多い、こういった特殊事由があるのがまず1点で、それと、まだ最悪の場合があるんですけど、こういった緊急の通報が出たときに、JRがどのような対応を取るかというたら、その中に踏切が2か所ありますよね。西のほうに1か所と、まちの中に1か所、2か所あるんですけど、その踏切がこういう緊急の場合は遮断機が下りたら、そのまま上がらないんですよ。

その内側にある車というのは、要は、その中にいらっしゃる人は、遮断機が下りてるから通れん、車も通れんという閉じ込められた状態になるんですよ。それを一般の住民の方からよく言われるんですけど、そういった事情があるということもちょっと含めて考えていただきたい。

緊急避難通報が出たときは、車で逃げちゃいけないんですけど、車で逃げようとしたとき、特に道が狭いから、特別に富海というところはすぐみんなが動けんことなるような事情がありますので、そのことをちょっとどのように対応されるのかとか、どのように考えていらっしゃるのかって、私、聞くのも何かとてもつらいんですけど、とても悲惨な状態になるんですよ。

一番いいのは、2号線が完成した後に、まちなかから縦に2号線のほうへ上がる道が1か所あれば、みんながそこから2号線のほうへ、公民館のほうへ上がってくることができるんですけど、そういった太い道がないですよということを言いたい。2号線に上がる道を、私の一番の希望とすれば、防災なり、いろんな事業でしっかりできたらいいなということもちょっと思っていますので申し上げます。それはもう要望という。

○三原委員長 分かりました。いいですか。

それと、先ほど松村委員のほうから、維持管理費3,000万円という言葉が出たので、訂正してください。（「子機も一緒に買ったときの値段」と呼ぶ者あり）訂正ということで

よろしいですね。

宇多村委員、いいですか。ごめんなさい。全体的な災害ということでやっていますので、個別的にまた、もしその地域であれば申し出てください。よろしくお願いします。

○松村委員 せっかく消防長がおられるので、ちょっとあえてお聞きしたいんですけど、大規模災害時には、当然家屋がいろいろ倒壊したり、土砂災害になったり、たくさんあると多分思うんですけど、うちらも平成21年災を経験して、いろいろ戸惑いながらもいろいろやって、たしか消防署の車も埋まったという話もちょうと聞いてますけど、そのとき。

今後、体験しているからこそ、こういう取組もされているのかなと推測しているんですけど、パンデミックになると思うんですよね、いろんなものが。救急車両も出したくてもなかなか出せない状況であったり、しかも数があまりにも多くて、次々、来てくれと、助けてくれと、こういう話にもなってくると思う。

もちろん自衛隊との連携というのもあると思うんですけど、そういったものを想定して、何かしらが消防のほうで何か考えておられる、計画されているようなことがあるんだったら、今現の段階で教えていただきたいと思います。

○山崎消防長 質問にお答えいたします。

今、大規模災害があった際には、うちの消防力では対応できない場合については、県内相互応援協定というのがありますので、県内の消防本部に応援を求めます。それでもまだ足りないとなれば、今度は全国の緊急消防援助隊、こちらのほうで対策になります。

全国の緊急援助隊については、毎年ブロックごとで訓練を行っております。今年も11月に鳥取でありますところに、うちも訓練に参加します。このたびの防府市と山口市、萩市の3市の共同運用開始になりまして、情報が一元化されますので、その中でもし災害があれば、そちらのほうにもうちのほうから行ったりもするし、向こうから来るということも協定でやっておりますので、災害で目の前にあることから対応していきますので、どうしても待つていただくということも発生するとは思いますが。

平成21年の豪雨災害のときにも、やはり119番鳴りっ放しというのがありますけど、なかなかそれを対応していくというのは難しいところもありますけど、消防団のほうのマンパワーもありますので、消防団の方も活躍してもらいながらやっていきたいと思っておりますので、お願いします。

○松村委員 消防団の方も、だから救急車両とかそういったことを出動する、救急車両じゃないにしても、臨時的な車に乗せて運ぶとかそういうことなんですかね。

○山崎消防長 消防団については、その辺はちょっとできませんので、現場で今の救命措置といいますか、人工呼吸とかそういう蘇生法とか、あとは家屋内のほうから連れ出すと

か、その辺の消防団の方も安全管理をしっかりとやっていかなければいけなくなりますので、常備のほうの補助という形で入っていただくということになると思います。

○松村委員 もう一つ、さっき聞いたのが、自衛隊との連携というのも消防と必要になってくるのかなと思うんですけど、その辺については、訓練とかはされていないにしても、取り決めとかそういったものがあるのでしょうか。

○山崎消防長 自衛隊については、南基地のほうから合同訓練をということで、これは、建物火災とかその辺の訓練をどんな感じでやるんでしょうかということで教えてくれるということで、うちのほうから出向いて、南基地の庁舎等を利用して訓練をやっておると言われています。

それと、北基地に関しては13飛行隊の分屯地がありますので、分屯地の方と、これちょっと先になるんですけど、林野火災を想定した自衛隊さんのヘリコプターに水を給水するとか、そういうふうな訓練をやりましょうということで、自衛隊のほうも基地司令の方と関係をちょっと深くしておりますので、その辺は対応できると思います。

それと、あと自衛隊に関しては、どちらにしても災害対策本部が立ち上がった時点での要請になると思いますので、その辺は防災のほうの対応になると思いますので、以上です。

○松村委員 ありがとうございます。頑張ってください。

○三原委員長 そのほかにもございませんか。

○上野委員 御説明ありがとうございます。私のほうから、34ページに関して2点確認をさせていただきます。

1点目は、南海トラフの津波の水位というところの括弧書きで書いてあります、波高が1.4メートルと書いてあるんですけど、先ほどの説明では波高1.5メートルの図的には絵があるので、数字の不一致なのかどうか、その確認が1点と、それと防潮堤の高さが4メートルということなんですが、これは、市内の漁港施設等の防波堤ですね。

これが最近もう全部整備されているというふうに聞いておりますし、県のほうの防波堤の整備が、今、どんどん新田地区の辺でも進んでおりますけれども、その防波堤と同じ意味でよろしいんですか、4メートルで整備されているというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

以上、2点をお願いいたします。

○大村防災危機管理課長 すみません。御質問にお答えいたします。

波高の1.4メートルは確かに不一致しているので、ちょっと不一致の理由が、申し訳ないです、分からなくて、1.5メートルということでお願いできればと思います。

もしかしたら、地域の実用に合わせて、それぞれの地域ごとのスライドを作って御説明

をしておる関係で、もしかしたらそれで、すみません、私がお出しするときにそこを直さずにちょっと出してしまったのかなというところで、例えば、中関地域であれば最高高が3.0メートルになるので、それに合わせて資料を作ったりして、それが残っている可能性があります。

防潮堤につきましては、一般的な高さという形で土木等に確認したときの設計上の一般的な高さで4メートルというのを記載させていただいておまして、全ての場所においてこれが適用されているというものではなくて、一般的な高さということで掲載させていただいております。

以上でございます。

○上野委員 ということは、例えば、防府市のほうで管轄している漁港施設のほうは、この4メートルを目標に整備されているのではない可能性があるということですかね。

○大村防災危機管理課長 私が防波堤の高さの確認の仕方というのを土木、あと農林漁港のほうに聞いたら、それぞれの地域で波の高さとかを踏まえて計算をするということで、一律に何メートルというものではなくて、その都度、詳細設計等を行った上で、基準に合った高さを設定するというふうになっております。

以上でございます。

○田中委員 私は、雨と風と雷が一番恐ろしいなと思っているのですが、そのうちの雨の問題ですけれど、都市計画法上の開発基準で、時間降雨量が30ミリというふうになっていると思うんです。現在、降雨量が30ミリどころじゃなくて100ミリ近く降る、こういう状況の中で、そういう法律の改正というふうなことが行われる可能性があるのかどうか。

それと、何年前でしたかね、ゲリラ豪雨で、ここは60ミリの雨が降っていると、隣は晴れている、こういう状況で一律に判断できないことがあるので、その当時、雨量計をよけつけようじゃないかというふうなことがあったと思うんです。それは公的な雨量計ではなくて、こどもなんかはペットボトルで作らせてやろうじゃないかという話をして、大分進んではおったような気がしたんですけれど、現況、そういうことはやっておられるかどうか確認させてください。

○大村防災危機管理課長 1点目の都市計の改正については、申し訳ありません、ちょっと把握をしておりませんので、分からないので、すみません。

それと、こどものペットボトル等の雨量計というのは、今の防災危機管理課の業務として行ってはおりません。

以上でございます。

○田中委員 もし、都市計画法上で変わりますと、内水はん濫の問題で変わってくることもあるんですけど、全く開発ができなくなるんです。現在の水路では、もう許容量を超えてしまうので、これを例えば100ミリにした場合には、家が建てられるところがなくなってしまう。こういうような状況で、根本的にどうするかというのは、対応策は、広げなくても洪水が起こらないという方法を考える、そういう計画も必要ではないかなというふうに思います。あまり変わらないように、安全になるようお願いしておきます。

○重田委員 資料の2ページの1、安全・安心を第一としたまちづくりで、防府警察署の敷地内に誘致、建て替え、行政ゾーンが完成しますということなんですが、市民周知が不十分であるとか、例えば、メリットがなかなか見えにくいとかというのがあったりとか、あと、市の象徴的な角地であるというところが、最初、警察署が見えてくるというのが、非常に疑問が多いところではあるんですけども、全体的なことについては、次の機会でも自分もちょっとお聞きしたいとは思いますが、防災面でこの行政ゾーン、警察署が隣に来ることというメリットについてお示してください。

○大村防災危機管理課長 お答えいたします。

資料のほうにもございますとおり、敷地内の移転ということで、行政ゾーンの完成とございます。本市災害対策本部、こちらのほうに、消防、上下水道、あと自衛隊も含めて警察の方も、積極的にリエゾンという形で派遣をいただいております。敷地内に一体的になることで、その災害対応力というのがさらに強化されると考えております。

以上でございます。

○重田委員 それは、本当に隣じゃないと実現し得ないものというふうにお考えでしょうか。

○大村防災危機管理課長 近くなればなるほど、連携というか、迅速さというのを増すというふうに考えております。

以上でございます。

○村木委員 先ほど、松村委員も先ほど言われていたのですが、消防の3市が共同で運用されることになるんですけど、平成21年の災害のときに電話が鳴りっ放しということになりましたけど、その3市が1つになったところで、それが賄えるのかなと思ひまして、それをちょっと聞かせてもらって、防府市だけでまた対応するときもあるのかなと思ひて、そういう防府市のひどい災害があるとき。

○山崎消防長 基本的には、消防責任は各自治体にありますので、防府市の中で起きた分は防府消防のほうで対応します。ただ、市境とかその辺で発生したときにお互いが出動して、お互いがここはうち、そっちはあっちという考え方じゃなくて、協力して活動してい

きましょうと。それで、市民のサービスになるのかなというふうに考えております。だから、基本的にはそれぞれの市で、それぞれの消防でやっていくというのが基本です。

○村木委員 ありがとうございます。119番されると、共同運用されるときに全部行くということで、それが、だからパンクするようなことがあれば、また防府が対応していく形になるのかなと思って。

○山崎消防長 基本的に今の指令センターがパンクするとなると、多分もうその時点で大規模な災害になっていると思いますので、もうその場合は、防府のほうには入ってくるということはないと思います。

というのが、基本的に防府のほうに入ってくるようになるというのは、1回線か2回線あるんですけど、でも、それは緊急時のセンターが使えないとか、その辺のときの回線が不通のときにこちらに入ってくるというふうになってきますので、基本はもう指令センターのほうで119番通報になりますから、パンクしてもそのままという形になると思います。

○村木委員 ありがとうございます。分かりました。

○三原委員長 そのほかございますか。

○梅本副委員長 来週、豊橋市にドローンの運用について視察に行くんですけども、防府市におけるドローンの整備状況及び運用状況について御説明をお願いします。

○山崎消防長 御質問にお答えいたします。

防府市については、ドローンは、今、1機、消防本部のほうで所有しております。運用につきましては、運用要綱を作成しております、それにのっとって活動しております。

以上でございます。

○梅本副委員長 実際の使用したこととか、どういうことがあったのか、そしてどういう問題があったのか、もしあれば教えてください。

○山崎消防長 質問にお答えいたします。

実際に使用したので言いますと、火災現場で、これは消防本部のすぐ目の前であった建物火災でしたが、すぐ隊を編成して出動できましたので、そこで上空から空撮で赤外線モニターを使いまして、まだ火が残っていそうなところとか、その辺の調査をしたりとか、あとはほかの部署の空撮依頼とか、その辺で活用しております。あとは訓練等で使っております。

以上でございます。

○梅本副委員長 ありがとうございます。先ほどの答弁で運用要綱に基づいてということですが、簡単で結構ですので、運用要綱を教えてください。

○山崎消防長 運用要綱ですが、目的といたしましては、火災、風水害、地震、事故その他の災害において災害現場上空から情報を収集し、実態把握を行う。

ドローンにつきましては、大規模な火災、自然災害及び救助事故、安全管理上、消防隊員等を進入させることが適切でない災害等があります。

運用要員につきましては、3人以上で編成しております。これには、隊長と操縦者、操縦補助者と安全員を入れております。

それと、あとは運用における留意事項としましては、ドローンが見える範囲内での飛行になっております。また、あとは火災等に使う場合には、火災による上昇気流等がありますので、その上昇気流に巻き込まれないように側方からの情報収集になるようになっております。

それと、あとは運用条件ですが、原則として、日の出から日没まで、晴天、曇天、または少雨であること、飛行開始地点の最大瞬間風速が機体の能力の2分の1以下であること、目視範囲内、それとあとは、人、建物などの物件との間に30メートルの距離を保つことがあります。

以上でございます。

○梅本副委員長 今、操縦者という話がありましたけども、全部で何人いらっしゃるかということと、継続的な訓練を行われているかというのを教えてください。

○山崎消防長 現在、10名の操縦員がおります。訓練については、定期的に小野の水辺の楽校周辺で訓練を行っております。

以上でございます。

○梅本副委員長 先ほど、火災での利用ということの説明でございましたけども、ほかの空撮での利用、具体的にどのようなことをされているのか教えてください。

○山崎消防長 空撮ですが、都市計画課の依頼によりまして、桑山の頂上から、駅周辺の上空300メートルくらいのところからちょっと全景を撮ったりとか、あとは、3号岩壁のほうの海岸沿いの上空から空撮をしたりしております。

以上でございます。

○梅本副委員長 ありがとうございます。ドローンの利用について、夜間、悪天候時の利用ができるかどうかをまず教えてください。

○山崎消防長 夜間については、運行はできません。それと、悪天候時のドローンの飛ばす中で、安全管理上よろしくないのもやしません。

○梅本副委員長 ありがとうございます。それがいいかどうかはあれなんですけども、例えば、赤外線カメラを搭載したようなドローンがあったらいいのかなと単純に思ってし

まうのですけども、消防の視点として、それが導入できるかどうかは別にして、消防として、それがあったら利用価値があるのかないのかというのを所見を教えてください。

○山崎消防長　うちが所有しておりますドローンについては、赤外線カメラがついております。これによって、林野火災等でなかなか斜面のきつようなところを隊員が登っていくのが大変なときに、ドローンを使えば、熱を感知して、ここはまだ火が残っているかもしれないねということで、そういう情報収集には役立つと思っております。

○梅本副委員長　赤外線カメラがついているということですけども、けども夜間は飛ばせないのですか。

○山崎消防長　夜間については、目視の飛行ができませんので、それはやっておりません。ただ、緊急時というか災害時、その辺については、その状況を判断してやることもあるかもしれませんが、現状の運用に関しては夜間は飛ばしません。

以上でございます。

○梅本副委員長　ありがとうございます。二級免許を持たれている方は目視じゃなくても、見えないところも操縦ができるということを知ってございましたけども、今の話で言うと、赤外線カメラを持ってこの画像を見ながら、二級の方であれば操縦ができるというようなお話でよろしいでしょうか。

○山崎消防長　免許の資格的には運用はできます。ただ、うちの運用要綱の中で目視以外と夜間はしておりません。

○梅本副委員長　よく分かりました。技術的には可能ということですね。

もう一点、別件をお聞きします。指令センターの運用が開始されましたが、それによって防災体制がどのように強化されるのか、これまでと具体的にどのように違うのかという視点で教えてください。

○山崎消防長　お答えします。

先ほど村木議員のほうからも質問がありましたが、市境における、例えば、小鯖地区なんかでもし命に関わるような急病が発生した場合に、山口消防さんの大内出張所、こちらのほうから出動ができないというときに、うちのほうから行って、救急搬送するということも考えられます。

ただ、あまり山口市さんのほうの管轄内に入っていくと、うちのほうが今度は低下しますので、ある程度の市境のどの辺というのは決めております。だから、うちの防府市の消防力が低下しないように、お互いで協力してやりましょうということになっております。

以上でございます。

○梅本副委員長　ありがとうございました。

○三原委員長 いいですか。ほかに何かございますか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○三原委員長 分かりました。

以上をもちまして、所管事務調査、防災危機管理について終わります。ありがとうございました。

午前 11 時 28 分 散会

防府市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

令和 7 年 10 月 14 日

防府市議会総務委員長 三原 昭治